

第2号議案

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部改正について

指導力不足等教員の取扱いに関する規則について(平成20年宮城県教育委員会規則第6号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月24日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤靖彦

1 改正の趣旨

- 国が策定する「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」(以下「国ガイドライン」という。)が改定されたことを踏まえ、国ガイドラインに基づき本県が制定している指導力不足等教員の取扱いに関する規則(平成20年宮城県教育委員会規則第6号)について関係箇所を改正するもの。
- 併せて、疾病に起因する指導力不足等の場合の対応の適正化、認定要件と「みやぎの教員に求められる資質能力」との整合を図るもの。

(参考)指導改善研修

- 教育公務員特例法の規定により、児童等に対する指導が不適切である教員に対して、任命権者は「指導改善研修」を実施しなければならないこととされている。
- 本県の「指導力不足等教員の取扱いに関する規則」は、同法の規定を踏まえ、指導改善研修を受ける教員の認定に係るスキーム等を定めるもの。
- 令和7年6月の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により、令和8年1月1日から指導改善研修被認定者には教職調整額を支給しないこととされたことを踏まえ、指導改善研修の開始・終了の時期や、期間延長と終了時認定との関係等について整理するための国ガイドラインの改正が行われたもの。

2 国ガイドラインの主な改定内容

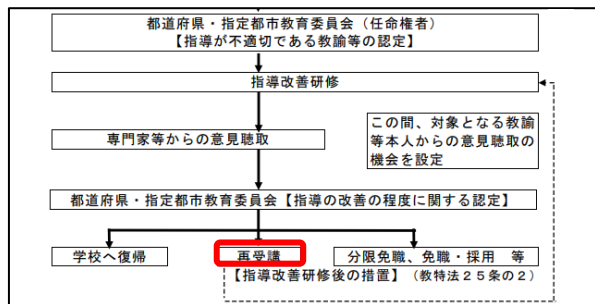
① 期間延長に関する制度上の整理

指導改善研修の期間については、原則として1年以内とされ、2年以内で延長が可能である。

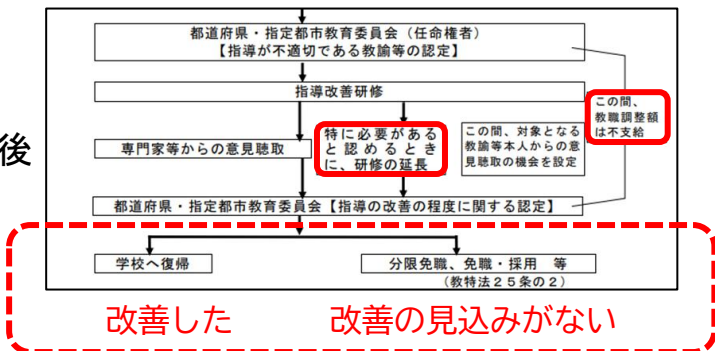
改正前の国ガイドラインにおいては、この延長措置について、1年の研修を終了した際に指導の改善の程度に関する認定(以下「終了時認定」という。)を行った結果としての「再受講」の決定と整理されていた。

しかし、改正後の国ガイドラインでは、この延長措置は終了時認定によって行うものではなく、研修期間中における措置と整理された。

改正前



改正後



② 研修期間中に処分等を行う場合の取扱い

研修期間中に分限休職処分や育児休業、介護休暇、産前産後休暇、病気休暇の承認等(以下「処分等」という。)を行う場合には、研修を中止により終了し、その時点で終了時認定を行うこととされた。

また、処分等の期間終了後に、新たに「指導が不適切である」教員としての認定を行い、指導改善研修を実施することとされた。

③ 指導改善研修被認定者に対する時間外勤務命令

指導改善研修を受ける者は、研修に専念することが求められるとともに正規の勤務時間内に研修が終了するようにするため、災害その他避けることのできない事由によって臨時的必要がある場合を除き、指導改善研修を受ける者に時間外勤務を命じることはできないこととされた。

3 規則改正の主な改正内容

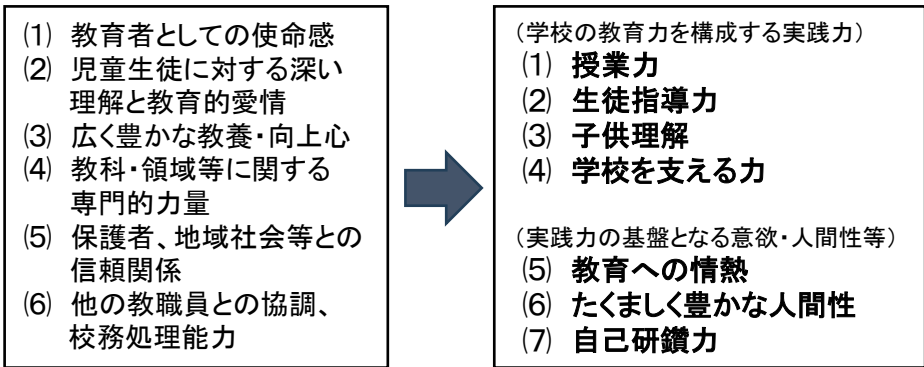
① 指導力不足等が疾病に起因する場合の対応(第4条第4項)

指導力不足等教員の認定要件に該当したとしても、疾病に起因する場合には、指導力不足等教員との認定を行わないこととされている。

この場合、適切な治療につなげる必要があることから、指導力不足等教員の認定を行わない旨を通知する際、医師の診察を必要とする旨を併せて通知することとするもの。

② 認定要件の見直し(第5条)

指導力不足等教員として認定を行う要件について、「みやぎの教員に求められる資質能力」との整合を図るもの。



③ 研修期間の延長に係る制度上の整理の変更(第8条、第10条)

(国ガイドラインの改正関係:2①)

研修期間の延長は、終了時認定によるのではなく、研修期間中における措置と整理されたことに伴い、手続き関係規定を整備するもの。

④ 特別研修の中止による終了(第8条の2、第10条)

(国ガイドラインの改正関係:2②)

指導力不足等教員が特別研修の期間中に、処分等を受け、研修の実施が困難となった場合には、特別研修を中止により終了し、終了時認定を行うこととするもの。

⑤ 委員会の意見(第12条)

県教育長が指導力不足等教員であることの認定や、終了時認定を行う際には、「宮城県指導力不足等教員審査委員会」の意見を聴くこととされている。

県教育長の適正な判断に資するよう、委員会の意見内容に以下の2点を追加することとするもの。

- ・指導等を適切に行うことができない事由が疾病に起因するおそれがある場合は、医師の診断の必要性に関すること
- ・終了時認定において、今後の改善の見込みがないと認定する場合、研修以外の措置(分限処分等)に関すること

4 施行日

令和8年1月1日

宮城県教育委員会規則第18号

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成20年宮城県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第25条第1項の指導改善研修（<u>以下「指導改善研修」という。</u>）を受けるべき教諭等の認定、<u>指導改善研修の実施、指導改善研修の期間の変更及び指導改善研修の終了時における同条第4項の指導の改善の程度に関する認定並びに</u>幼児、児童若しくは生徒（<u>以下「児童等」という。</u>）に対する指導又は職務（以下「指導等」という。）を適切に行うことができず児童等が安心して学校生活を送ることができる学校環境を損なっているため指導改善研修に準じた研修を受けるべき教員の認定、当該研修の実施、<u>当該研修の期間の変更及び当該研修の終了時における指導等の改善の程度に関する認定</u>の認定並びに幼児、児童若しくは生徒に対する指導又は職務（以下「指導等」という。）を適切に行うことができず児童等が安心して学校生活を送ることができる学校環境を損なっているため指導改善研修に準じた研修を受けるべき教員の認定、当該研修の実施及び当該研修の終了時における指導等の改善の程度に関する認定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「教員」とは、宮城県教育委員会の任命に係る教職員のうち、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（<u>条件付採用期間中である者、臨時的任用職員又は非常勤職員である者を除く。</u>以下同じ。）の職にある者をいう。</p> <p>2 この規則において「指導力不足等教員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 児童等に対する指導が不適切であるとして法第25条第1項の認定がされた教諭、助教諭及び講師</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、この規則の定めるところにより、職務</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第25条第1項の指導改善研修（<u>同項に規定する指導改善研修をいう。以下同じ。</u>）を受けるべき教諭等の認定及び指導改善研修の終了時における同条第4項の指導の改善の程度に関する認定のほか、児童若しくは生徒に対する指導又は職務（以下「指導等」という。）を適切に行うことができず児童又は生徒が安心して学校生活を送ることができる学校環境を損なっているため指導改善研修に準じた研修を受けるべき教員の認定、当該研修の実施及び当該研修の終了時における指導等の改善の程度に関する認定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「教員」とは、宮城県教育委員会の任命に係る教職員のうち、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（<u>臨時的任用職員又は非常勤職員である者を除く。</u>以下同じ。）の職にある者をいう。</p> <p>2 この規則において「指導力不足等教員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 児童又は生徒に対する指導が不適切であるとして法第25条第1項の認定がされた教諭、助教諭及び講師</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、この規則の定めるところにより、職務</p>

を適切に行うことができず児童等が安心して学校生活を送ることができる学校環境を損なっていると認定された教諭、助教諭及び講師

- (3) この規則の定めるところにより、指導等を適切に行うことができず児童等が安心して学校生活を送ることができる学校環境を損なっていると認定された養護教諭、栄養教諭又は養護助教諭

3 [略]

(指導力不足等教員の認定等)

第4条 [略]

2・3 [略]

- 4 県教育長は、指導力不足等教員の認定を行ったときはその旨及び特別研修を実施する期間を、指導力不足等教員の認定を行わなかったときはその旨 (疾病に起因して次条第1項各号に該当する者に対して指導力不足等教員の認定を行わなかったときは、その旨及び医師の診察を必要とする旨) を、それぞれ様式第2号により認定申請を行った者に通知するものとする。

5 [略]

(認定要件)

第5条 指導力不足等教員として認定を行う要件は、疾病以外の理由により、次に掲げる各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 教科、領域等に関する専門的な知識、技能等が不足し、又は指導方法が不適切であるため、学習指導等を適切に行うことができないこと。
- (2) 生活指導や学級経営、生徒指導等を適切に行うことができないこと。

を適切に行うことができず児童又は生徒が安心して学校生活を送ることができる学校環境を損なっていると認定された教諭、助教諭及び講師

- (3) この規則の定めるところにより、指導等を適切に行うことができず児童又は生徒が安心して学校生活を送ることができる学校環境を損なっていると認定された養護教諭、栄養教諭又は養護助教諭

3 [略]

(指導力不足等教員の認定等)

第4条 [略]

2・3 [略]

- 4 県教育長は、指導力不足等教員の認定を行ったときはその旨及び特別研修を実施する期間を、指導力不足等教員の認定を行わなかったときはその旨を、それぞれ様式第2号により認定申請を行った者に通知するものとする。

5 [略]

(認定要件)

第5条 指導力不足等教員として認定を行う要件は、疾病以外の理由により、次に掲げる各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 教員としての使命及び職務への自覚が不足し、日常的な職務の遂行に支障を来たしていること。
- (2) 児童又は生徒の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができないこと。

(3) 児童等の心を理解する能力や児童等の多様な教育的ニーズを的確に把握する能力が不足し、適切に対応することができないこと。

(4) 「チームとしての学校」の一員であることの自覚が不足し、その責任を果たすことができないこと。

(5) 児童等に対する深い愛情や教員としての高い使命感、情熱が十分でないこと。

(6) 精神的なたくましさやコミュニケーション力等が不足し、児童等を惹きつける魅力が十分でないこと。

(7) 教員としての力量を高めようとする意欲や向上心が十分でないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、指導等を適切に行うことができず、教育活動又は学校運営に支障が生じていること。

2 養護教諭、栄養教諭及び養護助教諭について指導力不足等教員として認定を行う要件は、前項の規定にかかわらず前項の規定を参酌して、県教育長が別に定めるものとする。

(特別研修の期間の変更)

第8条 県教育長は、特別研修の期間中に指導が著しく改善されたと認めるとき又は特別研修の状況が著しく不良であると認めるときは、委員会の意見を聴いて、当該特別研修の期間を短縮することができる。

2 県教育長は、第4条第3項の規定により決定した期間において特別研修を実施した後であっても指導力不足等教員に該当することが見込まれるが、当該期間を延長して特別研修を実施することにより指導等を適切に行うことができる程度まで改善する見込みがあると認めるときは、当該特別研修に係る教員から書面又は口頭により意

(3) 教員としての力量を高めようとする意欲がなく、向上心を持って教養を磨こうとはしないこと。

(4) 教科、領域等に関する専門的な知識、技術等が不足し、又は指導方法が不適切であるため、学習指導等を適切に行うことができないこと。

(5) 保護者、地域社会及び関係諸機関と信頼関係を築くことができず、教育活動に必要な連携又は協同を行うことができないこと。

(6) 他の教職員と協調して学校運営に参加しようとする態度が見られず、又は校務処理を適切に行うことができないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、指導等を適切に行うことができず、教育活動又は学校運営に支障が生じていること。

(特別研修の期間の短縮等)

第8条 県教育長は、特別研修の期間中に指導が著しく改善されたと認めるとき又は特別研修の状況が著しく不良であると認めるときは、委員会の意見を聴いて、特別研修の期間を短縮することができる。

見を聴取し、委員会の意見を聴いて、当該特別研修の期間を延長することができる。

3 県教育長は、特別研修の期間について、第1項の短縮又は前項の延長（以下「変更」という。）を行ったときは、変更後の期間を、様式第3号により認定申請を行った者に通知するものとする。

4 第4条第5項及び第6条の規定は、第3項の変更を行う場合について準用する。この場合において、同条中「第4条第4項」とあるのは「第8条第3項」と、「指導力不足等教員の認定の有無」とあるのは「変更後の期間」と読み替えるものとする。

（特別研修の中止による終了）

第8条の2 県教育長は、特別研修の期間中に、当該特別研修に係る教員が停職処分若しくは休職処分を受け、又は育児休業、介護休暇、産前産後休暇若しくは病気休暇の承認を受けることその他の事由により、第4条第3項の規定により決定した期間（前条第1項又は第2項の規定により特別研修の期間を変更した場合にあっては、変更後の期間）において特別研修の趣旨に即した研修の実施が困難であると認められる場合には、当該特別研修を中止により終了し、第10条第1項の規定による認定及び決定を行うものとする。

2 県教育長は、第10条第1項（第2号アに係る部分に限る。）の認定及び決定をした場合にあっては、当該認定及び決定に係る教員について、前項の中止の事由の消滅時において、第4条第1項の規定にかかわらず、認定申請がない場合であっても、同項の審査を行うことができる。

（校内研修）

第9条 県教育長は、第4条第1項の審査の結果、指導力不足等教員の認定を行わないこととした教員について、委員会の意見を聴いて、指導等の改善のための研修が必要と認めたとき又は次条第1項（第1号イに係る部分に限る。）の認定及び決定を行ったときは、

（校内研修）

第9条 県教育長は、第4条第1項の審査の結果、指導力不足等教員の認定を行わないこととした教員について、委員会の意見を聴いて、指導等の改善のための研修が必要と認めたとき又は次条第1項第2号の認定及び決定を行ったときは、学校内における研修（以下

学校内における研修（以下「校内研修」という。）を行うよう、その実施すべき期間を定めて認定申請を行った者に通知するものとし、当該校内研修の実施のために必要な支援を行うものとする。

2 [略]

（特別研修終了時の認定等）

第10条 県教育長は、特別研修の終了時において、当該特別研修に係る教員から書面又は口頭により意見を聴取し、委員会の意見を聴いて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該教員の指導等の改善の程度に関する認定及び当該特別研修終了後の当該教員に係る決定を行い、当該認定及び決定を行った旨を様式第4号により認定申請を行った者に通知するものとする。

(1) 第8条の2第1項の規定による終了以外の終了の場合 次のアからウに掲げる認定の区分に応じ、それぞれアからウに掲げる決定

ア 指導力不足等教員に該当しなくなったことの認定 学校に復帰することの決定

イ 指導力不足等教員に該当しなくなったが、研修を継続する必要があることの認定 校内研修に移行することの決定

ウ 指導等を適切に行うことができる程度まで改善する見込みがないことの認定 研修以外の措置を検討することの決定

(2) 第8条の2第1項の規定による終了の場合 次のア又はイに掲げる認定の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる決定

ア 中止の事由が消滅した後、特別研修を実施することにより、

「校内研修」という。）を行うよう、その実施すべき期間を定めて認定申請を行った者に通知するものとし、当該校内研修の実施のために必要な支援を行うものとする。

2 [略]

（特別研修終了時の認定等）

第10条 県教育長は、特別研修が終了したときは、当該特別研修に係る教員から書面又は口頭により意見を聴取し、委員会の意見を聴いて、当該特別研修に係る教員の指導等の改善の程度が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するか認定するとともに、当該各号に掲げる決定を行い、当該認定及び決定を行った旨を様式第3号により認定申請を行った者に通知するものとする。

(1) 指導力不足等教員に該当しなくなった 学校に復帰することの決定

(2) 指導力不足等教員に該当しなくなったが、研修を継続する必要がある 校内研修に移行することの決定

(3) 指導力不足等教員に該当するが、更に特別研修を行えば、指導等を適切に行うことができる程度までの改善が見込まれる 特別研修の期間を延長することの決定

(4) 指導力不足等教員に該当し、引き続き特別研修を実施しても指導等を適切に行うことができる程度まで改善する見込みがない 研修以外の措置を検討することの決定

指導を適切に行うことができる程度までの改善が見込まれること
の認定 特別研修を中止すること及び中止の事由が消滅した
後に特別研修を実施することの決定

イ 引き続き特別研修を実施しても指導等を適切に行うことが
できる程度まで改善する見込みがないことの認定 研修以外の措
置を検討することの決定

2 [略]

3 第4条第5項及び第6条の規定は、第1項の認定及び決定につ
いて準用する。この場合において、同条中「第4条第4項」とあるの
は「第10条第1項」と、「指導力不足等教員の認定の有無及び」と
あるのは「第10条第1項の認定及び決定並びに」と読み替えるもの
とする。

(再度の申請等)

第11条 前条第1項(第1号ア及びイに係る部分に限る。)の認定及
び決定は、当該認定及び決定に係る教員の所属する学校の校長が、
当該教員について、学校に復帰し、又は校内研修を行った結果に基
づき、再度第3条第1項の申請又は同条第2項の報告を行うことを
妨げないものとする。

2 県教育長は、前項の規定による校長からの申請又は同項の規定に
よる校長からの報告に基づく市町村教育委員会からの第3条第3
項の申請を受けたときで、第4条第1項の審査(同条第2項の意見
聴取及び同条第5項の調査及び資料の収集等を含む。)の結果、必
要と認めるときは、指導力不足等教員の認定を行わず、委員会の意
見を聴いて、当該認定申請に係る教員が、特別研修を実施しても指
導等を適切に行うことができる程度まで改善する見込みがないこ
との認定を行い、当該教員に対して研修以外の措置を検討すること
の決定を行うことができるものとする。

2 [略]

3 第4条第3項及び第5項並びに第6条の規定は、第1項の認定及
び決定について準用する。この場合において、第4条第3項中「指
導力不足等教員の認定を」とあるのは「第10条第1項第3号の認定
及び決定を」と「当該指導力不足等教員の認定」とあるのは「当該
認定及び決定」と、「実施する」とあるのは「延長する」と読み替
えるものとする。

(再度の申請等)

第11条 前条第1項第1号及び第2号の認定及び決定は、当該認定及
び決定に係る教員の所属する学校の校長が、当該教員について、学
校に復帰し、又は校内研修を行った結果に基づき、再度第3条第1
項の申請又は同条第2項の報告を行うことを妨げないものとする。

2 県教育長は、前項の規定による校長からの申請又は同項の規定に
よる校長からの報告に基づく市町村教育委員会からの第3条第3
項の申請を受けたときで、第4条第1項の審査(同条第2項の意見
聴取及び同条第5項の調査及び資料の収集等を含む。)の結果、必
要と認めるときは、指導力不足等教員の認定を行わず、委員会の意
見を聴いて、当該認定申請に係る教員が次の各号に掲げるものい
ずれに該当するかについて認定を行い、当該各号に掲げる決定を行
うことができるものとする。

3 県教育長は、前項の認定及び決定を行ったときは、その旨を様式第5号により認定申請を行った者に通知するものとする。

4 第6条の規定は、第2項の認定及び決定について準用する。この場合において、同条中「第4条第4項」とあるのは「第11条第3項」と、「指導力不足等教員の認定の有無及び」とあるのは「第11条第2項の認定及び決定並びに」と読み替えるものとする。

(委員会の意見)

第12条 第4条、第8条及び第9条から前条までに規定する委員会の意見とは、次の各号に掲げる事項に関するものとする。

- (1) [略]
- (2) 認定申請に係る教員が、指導等を適切に行うことができない事由が疾病に起因するおそれがあるかどうかの判定及び医師の診断の必要性に関すること。
- (3) [略]
- (4) 特別研修の期間を変更することが適切かどうかの判定に関すること。
- (5) [略]
- (6) 特別研修を終了した教員の指導等の改善の程度の判定及び当

(1) 指導力不足等教員に該当しない 特別研修を実施する必要のないことの決定

(2) 指導力不足等教員に該当し、特別研修の実施を要する 特別研修を実施する期間の決定

(3) 指導力不足等教員に該当し、特別研修を実施しても指導力不足等教員に該当しない程度に改善する見込みがない 研修以外の措置を検討することの決定

3 第4条第4項及び第6条の規定は、前項の認定及び決定について準用する。この場合において、第4条第4項中「様式第2号」とあるのは、「様式第4号」と読み替えるものとする。

4 第7条の規定は、第2項第2号の認定及び決定について準用する。

(委員会の意見)

第12条 第4条及び第8条から前条までに規定する委員会の意見とは、次の各号に掲げる事項に関するものとする。

- (1) [略]
- (2) 認定申請に係る教員が、指導等を適切に行うことができない事由が疾病に起因するおそれがあるかどうかの判定に関すること。
- (3) [略]
- (4) 特別研修の期間を短縮することが適切かどうかの判定に関すること。
- (5) [略]
- (6) 特別研修を終了した教員の指導等の改善の程度の判定に関す

該教員に対する研修以外の措置に関すること。

(7) 第11条第2項の規定による審査に係る教員が、特別研修を実施しても指導等を適切に行うことができる程度まで改善する見込みがないことの判定及び当該教員に対する研修以外の措置に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、指導力不足等教員の取扱いに関し県教育長が必要と認めた事項に関すること。

ること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、指導力不足等教員の取扱いに関し県教育長が必要と認めた事項に関すること。

様式第2号（第4条関係）

様式第2号(第4条関係)	第 年 月 日 号
申請者 殿	
宮城県教育委員会教育長	
指導力不足等教員の認定等について(通知)	
年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについて、指導力不足等教員の取扱いに関する規則第4条の規定により、下記のとおり認定しました。(認定しませんでした。)	
記	
1 申請に係る教員の所属、職及び氏名	
2 指導力不足等教員の認定の有無について ・認定する(第2条第2項第 号該当) ・認定しない (理由)	
3 特別研修の期間及び内容等(指導力不足等教員と認定した場合)	
4 校内研修を実施すべき期間(指導力不足等教員と認定しなかった場合で校内研修を実施する必要があると認めた場合)	
5 医師の診察の必要性(疾病に起因して指導力不足等教員と認定しなかった場合)	

様式第2号（第4条関係）

様式第2号(第4条関係)	第 年 月 日 号
申請者 殿	
宮城県教育委員会教育長	
指導力不足等教員の認定等について(通知)	
年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについて、指導力不足等教員の取扱いに関する規則第4条の規定により、下記のとおり認定しました。(認定しませんでした。)	
記	
1 申請に係る教員の所属、職及び氏名	
2 指導力不足等教員の認定の有無について ・認定する ・認定しない (理由)	
3 特別研修の期間及び内容等(指導力不足等教員と認定した場合)	
4 校内研修を実施すべき期間(指導力不足等教員と認定しなかった場合で校内研修を実施する必要があると認めた場合)	

様式第4号（第10条関係）

様式第4号(第10条関係)

第 号
年 月 日

申請者 殿

宮城県教育委員会教育長

特別研修終了時の認定及び決定について(通知)

このことについて、指導力不足等教員の取扱いに関する規則第10条の規定により、下記のとおり認定及び決定しました。

記

- 1 特別研修終了時の認定に係る教員の所属、職及び氏名
- 2 特別研修終了時の認定及び決定
第10条第1項第 号 (ア) (イ) (ウ) 該当()
(理由)
- 3 今後必要な措置及びその理由

様式第3号（第10条関係）

様式第3号(第10条関係)

第 号
年 月 日

申請者 殿

宮城県教育委員会教育長

特別研修終了時の認定及び決定について(通知)

このことについて、指導力不足等教員の取扱いに関する規則第10条の規定により、下記のとおり認定及び決定しました。

記

- 1 特別研修終了時の認定に係る教員の所属、職及び氏名
- 2 特別研修終了時の認定及び決定
第10条第1項第 号該当()
(理由)
- 3 今後必要な措置及びその理由

様式第5号（第11条関係）

様式第5号(第11条関係)	
第	号
年	月 日
申請者	殿
宮城県教育委員会教育長	
再度の申請に係る認定及び決定について(通知)	
年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについて、指導力不足等教員の取扱いに関する規則第11条第2項の規定により、下記のとおり認定及び決定しました。	
記	
1	申請に係る教員の所属、職及び氏名
2	申請に係る認定及び決定 (理由)

様式第4号（第11条関係）

様式第4号(第11条関係)	
第	号
年	月 日
申請者	殿
宮城県教育委員会教育長	
再度の申請に係る認定及び決定について(通知)	
年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについて、指導力不足等教員の取扱いに関する規則第11条第2項の規定により、下記のとおり認定及び決定しました。	
記	
1	申請に係る教員の所属、職及び氏名
2	申請に係る認定及び決定 第11条第1項第 号該当() (理由)

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

申請者 殿

宮城県教育委員会教育長

特別研修の期間の変更について(通知)

年 月 日付け 第 号で通知した特別研修の期間について、指導力不足等教員の取扱いに関する規則第8条第 項の規定により、下記のとおり変更しました。

記

1 申請に係る教員の所属、職及び氏名

2 変更後の期間

(理由)

附 則
この規則は、令和8年1月1日から施行する。

第3号議案

令和9年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

令和9年度宮城県立高等学校入学者選抜方針を別紙1及び別紙2
のとおり定める。

令和7年12月24日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

(別紙1)

令和9年度宮城県立高等学校入学者選抜方針

宮城県立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 各宮城県立高等学校長(以下「高等学校長」という。)は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあっては調査書等作成のための委員会を、宮城県立高等学校(以下「高等学校」という。)にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。

2 第一次募集

- (1) すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、第一次募集を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、学力検査の結果及び必要に応じて実施する面接、実技(体育及び美術に関する学科の場合)、作文の検査結果に基づいて共通選抜と特色選抜の2通りの方法により選抜するものとする。
- (2) 学力検査
 - イ 学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
 - ロ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

3 追試験

すべての高等学校は、第一次募集検査日当日に、やむを得ない事由により受験できなかった者を対象に、追試験を実施する。

この場合、学力検査、面接、実技(体育及び美術に関する学科の場合)及び作文並びに選抜方法等については、第一次募集に準ずる。

4 第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみの審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技(体育及び美術に関する学科の場合)及び作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

5 連携型中高一貫教育に関する選抜

連携型中高一貫教育を実施する高等学校は、連携型中高一貫教育を実施する中学校の卒業生を対象とした選抜を実施する。選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類、学力検査(第一次募集に準ずる。)及び面接等の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

6 社会人特別選抜

定時制課程の学科を有する高等学校においては、第一次募集において社会人を対象とした選抜を行うことができる。当該高等学校長は、学力検査について、弾力的に対応することができるものとする。

7 通信制課程に関する選抜

当該高等学校長は上記によらず、選抜を行うことができるものとする。

8 全国募集選抜

全国募集を行う高等学校は、該当する市町村と生徒受け入れに関して連携して、全国募集選抜への出願者を対象とした選抜を実施する。

この場合、募集人数は、募集定員の外数とし、選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、学力検査(第一次募集に準ずる。)及び面接等の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

9 idealスクールにおける選抜

idealスクールにおいては、**第一次募集における選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、学力検査(第一次募集に準ずる。)の結果及び面接の検査結果に基づいて、共通選抜とideal選抜の2通りの方法により選抜するものとする。**

(別紙2)

令和9年度宮城県立高等学校入学者選抜日程

第一次募集

実施日 令和9年 3月 3日(水)

追試験日 令和9年 3月 9日(火)

合格発表日 令和9年 3月15日(月)